

市営住宅での快適な生活を目指して！

市営住宅には色々なルールがあります。

集合住宅（団地）という共同生活の場では、皆様一人ひとりが決められたルールをお守りいただくことで、快適な生活を送ることができます。

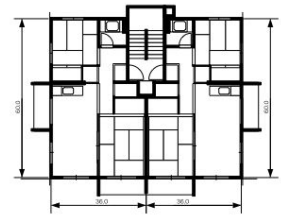


ルールその1 犬・猫などのペットの飼育は禁止されています

- ・市営住宅では動物の飼育はできません。
- ・万が一飼っている場合は、親戚などに引き取ってもらうか、保健所などに相談し、一日でも早く飼育をお止めください。

ルールその2 生活騒音に注意しましょう

- ・集合住宅（団地）は、壁ひとつで隣と接しています。また、上下階との天井・床も防音性が低いです。知らぬ間に迷惑をかけているかもしれません。
- ・テレビや楽器の音、話し声（大声での）は、近隣の迷惑になる場合がありますので、生活音は最低限にしましょう。



ルールその3 結露・カビの発生を予防しましょう

- ・集合住宅（団地）は、コンクリート造でできており、宅内は機密性が高く、湿気や外との温度差により、窓ガラスや壁に結露・カビが発生しやすいです。こまめに換気（窓の開閉など）を心がけましょう。

ルールその4 火災予防に努めましょう

- ・タバコ・ストーブ・調理中の火や油などの取り扱いは十分注意しましょう。
- ・建物階段・踊り場・廊下、ベランダ、通路などに物を置かないようにしましょう。緊急時の妨げになるほか、悪戯（放火）の対象となります。



横須賀市都市部市営住宅課

横須賀市営住宅指定管理者

（一般社）かながわ土地建物保全協会

電話046-823-1959

横須賀市営住宅にお住まいの皆様へ

家賃の支払いについて

家賃を滞納した場合は、連帯保証人の方にも連絡させていただくことになります。

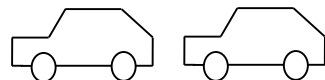
また、支払いの約束をしているにもかかわらず、支払いがない(約束が守られない)場合で高額な滞納になると、明渡請求(退去)の対象となりますので、家賃を滞納しないようご注意ください。

駐車場の使用料の支払い

一部の市営住宅の駐車場の使用手続き等が直接市(保全協会)と契約するように変更となっています。(使用の申請と支払い方法)

駐車場使用料を滞納すると、駐車場を封鎖する場合があります。

駐車場使用料を滞納しないよう、ご注意ください。



入居の承継について

入居の承継(※1)ができるのは、原則、名義人と同居している配偶者の方のみ(※2)です。

その場合でも手続きに期間がありますので、名義人の方が転出等することになった場合は、早急にご相談ください。

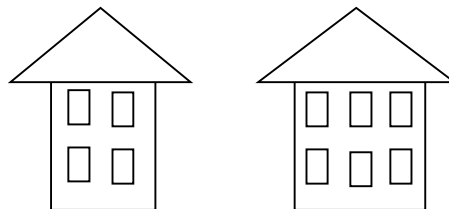
※1 入居の承継とは、市営住宅の入居者(名義人)が亡くなれたり、離婚または特別養護老人ホーム等の施設に入所したことにより市営住宅から転出した場合に、同居者が市の承認を得て引き続き居住するために、名義を変更することです。

※2 高齢者や障害のある方など、配偶者以外の方でも承継できる場合がありますので、ご相談ください。

喫煙マナーを守りましょう

ベランダや廊下、階段等の共用部分での喫煙は、風向き等によっては、臭いや煙が広がって近隣の方の迷惑になる恐れがあります。

近隣の方への配慮を心がけましょう。



個人番号(マイナンバー)について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、個人番号法という。)が平成 28 年 1 月 1 日に施行されたことに伴い、横須賀市営住宅においても平成 28 年 1 月 1 日より個人番号法に規定されている「公営住宅法」及び「住宅地区改良法」の事務について、個人番号法に基づく実務を開始しております。

つきましては、すでに入居されている方(平成 27 年 12 月 31 日以前に入居されている方)については、個人番号の提出等は必要ありませんが、今度新たに入居される方(同居や出生に伴う異動等)については、個人番号の提出等が必要となりますので、ご承知置きください。